

令和3年8月4日

機能性表示食品に関する質疑応答集の一部改正について

本日から、消費者庁における機能性表示食品の届出確認の効率化に向けた取組として、消費者庁ウェブサイトに掲載した団体※による事前確認を受けた届出について、公表又は不備指摘を行うまでの所要日数の目標を通常の50日から30日に短縮します。

<ウェブサイト掲載団体>

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
特定非営利活動法人 日本抗加齢協会

※「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に即した事前確認を適切に実施できる体制が構築されている事業者団体

詳細は消費者庁ウェブサイトを御覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/notice/

<担当>

消費者庁 食品表示企画課 保健表示室

電話：03-3507-9220（直通）

FAX番号：03-3507-9292